
プロジェクト リスク分担型 DB の会計処理

項目 退職給付会計基準上の分類等

I. 本資料の目的

1. 本資料は、リスク分担型 DB（以下「本制度」という。）について、以下の検討を行うことを目的とする。
 - (1) 本制度の退職給付会計基準上の分類
 - (2) 退職給付制度間の移行等
 - (3) 開示

II. 退職給付会計基準上の分類

退職給付会計基準における取扱い

2. 退職給付会計基準では、「確定拠出制度」及び「確定給付制度」を次のように分類した上で、それぞれの制度に適用する会計処理を定めている。
 - (1) 確定拠出制度

一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度（退職給付会計基準第 4 項）
 - (2) 確定給付制度

確定拠出制度以外の退職給付制度（退職給付会計基準第 5 項）
3. また、結論の背景において、「国際的な会計基準も参考に、確定拠出制度及び確定給付制度の定義を明示したが、これまでの考え方を考えるものではない。」とされている（退職給付会計基準第 51 項）¹。

¹ 平成 10 年 6 月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」では、「中小企業退職金共済制度を採用している企業や確定拠出型の企業年金制度を採用している在外子会社もある。本基準では、このような、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度に関する会計処理は示していないが、基本的には、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であると考えられる。」とされていた。

4. なお、参考として、国際的な会計基準（IFRS 及び米国会計基準）における取扱いを別紙1に記載している。

分析

（本制度の特徴）

5. 本制度については、法令上は確定給付企業年金法に基づいて実施することとされており、給付の算定式が予め定義される企業年金制度である。一方で、厚生労働省の説明資料（審議事項(1)-2 参考資料1 参照）には、本制度は次のような特徴を有する旨が記載されている。

- (1) 現行の仕組みでは、景気の変動に応じて掛金の拠出額が変動しやすい構造にあるため、安定的な制度運営を実現するためには、拠出額を一定程度平準的なものとする必要がある。そのため、確定給付企業年金制度では、予め「財政悪化時に想定される積立不足」を測定し、その水準を踏まえて、掛金（リスク対応掛金）の拠出を行うことができる仕組みとする。
- (2) 本制度は、上記のリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用し、事業主の掛金負担により対応する部分と加入者等の給付調整により対応する部分を定める仕組みであり、これによって、将来発生するリスクを労使間でどのように分担するかを予め定めることが可能となる²。
- (3) 本制度では、毎年度における財政状態に伴い、自動的に給付額が増減する（既存の確定給付制度の給付算定式に調整率を乗じる。）こととされており、財政の均衡が常に図られることが想定されている³（財政再計算時に特別掛金が生じない。）。
- (4) リスク対応掛金の拠出方法として、次のような方法が認められる予定である旨が記載されている⁴。各期におけるリスク対応掛金の拠出相当額は、本制度の導入時に規約に定めることが想定されている。

① 均等拠出

5年以上20年以内の範囲内において、予め規約で定めた期間（以下「予

² リスク対応掛金は、予め余裕を持って掛金を追加で拠出できる仕組みであり、既存の確定給付企業年金に導入することも可能である。

³ 給付額の激変緩和のために、調整率による調整を複数年度で平滑化すること（具体的には最大5年間で段階的に調整率を調整すること）も可能とされている。

⁴ この他に、拠出開始5年間迄の間で段階的に拠出額を引き上げる方法が記載されている。

定拠出期間」という。)で均等に拠出する方法

② 弾力拠出

予定拠出期間毎に定められた最短期間で均等拠出した場合の額を上限、予定拠出期間で均等に拠出した場合の額を下限として、その範囲内で毎事業年度の拠出額を予め規約に定める方法

③ 定率拠出

リスク対応掛金の残額に、一定の割合(15%以上50%以下の範囲内で規約に定めた割合)を乗じて拠出する方法。予定拠出年数を予め規約に定める。

6. また、第74回退職給付専門委員会等における参考人との質疑応答において、本制度について、次のような特徴を有する旨が確認された。

- (1) 少なくとも5年ごとに行われる財政計算時に「財政悪化時に想定される積立不足」を再測定するが、当初に規約に定められたリスク対応掛金の総額は見直されない。リスク対応掛金の予定拠出期間の終了後は、標準掛金のみが拠出されることとなる。
- (2) 法令上、企業がいったん拠出した掛金は、企業には返還されない。必要な給付以上の財源が残った状態で本制度が廃止又は解散される場合には、加入者と年金受給者に対して当該積立金が分配される。
- (3) 法令上、本制度が廃止又は解散される場合には財源の範囲内で給付が行われるため、仮に必要な給付の財源が不足した場合であっても、企業に追加の掛金拠出は要求されない。

(確定拠出制度の定義との関係)

7. 本資料第2項に記載したとおり、現行の退職給付会計基準においては、確定拠出制度を「一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度」と定義している。この定義の中では、以下が論点になりうると考えられる。

- (1) 事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負うか否か。
- (2) 一定の掛金を外部に積み立てているか否か。

(企業による追加的な拠出義務の有無)

8. 現行の退職給付会計基準における確定拠出制度の定義の中で「追加的な拠出義務」が要件とされていることについて、特段の理由の記載はない。一般には、追加的な拠出義務がある場合には、当該義務に対して負債を計上すべき可能性があるが、追加的な拠出義務がない場合には、各期の要拠出額以外には義務を負わないため、当該義務に関する負債以外の負債は計上する必要がないとの考えに基づくものと思われる。
9. 本制度では、本資料第5項(2)及び第6項に記載したとおり、当初に規約に定められたリスク対応掛金の総額は将来にわたって見直されず、また、毎年度における財政状態に伴い、自動的に給付額が増減することとされており、財政の均衡が常に図られることが想定されているため、企業に追加の掛金拠出が要求されないことが想定されている。したがって、基本的に、企業は追加的な拠出義務を負っていないと考えられるがどうか。

第75回退職給付専門委員会で識別された論点

10. 本制度においては、新たな労使合意を形成し、掛金（リスク対応掛金を含む。）を変更することができる規定があることに関連して、第75回退職給付専門委員会で識別された論点は、以下のとおりである。
- (1) 本制度の導入時に、企業が、将来に積立不足が生じたときに新たな労使合意を形成してリスク対応掛金を増額する旨の意向を従業員に対して示していた場合に、企業は追加的な拠出義務を負っているものとみなすかどうか。
- (2) 本制度の導入時に、企業が、将来に積立不足が生じたときに新たな労使合意を形成してリスク対応掛金を増額する旨の意向を示していなかったものの、以下の場合、企業は追加的な拠出義務を負っているものとみなすかどうか。
- ① 実際に、給付を維持するための追加拠出を行った場合
- ② ①を継続的に行い、実質的に給付の維持が行われる場合

ディスカッション・ポイント

本制度について、企業は追加的な拠出義務を負っていないとする事務局の

分析について、ご意見をお伺いしたい。

(企業による一定の掛金の拠出)

11. 現行の退職給付会計基準における確定拠出制度の定義の中で「一定の掛金」が要件とされていることについても、特段の理由の記載はない⁵。「一定の」という表現は、一般的には、「定額」という意味と「予め定められている」という意味で用いられることが多いと考えられる。また、「定額」は同額の意味で用いられることもあると考えられる。
12. ここで、現在の法令上の確定拠出年金制度における掛金は、定額による方法（全加入者が同一の金額）又は定率による方法（給与等に一定率を乗じて算定した額）若しくは定額による方法と定率による方法を組み合わせて算定する方法のいずれかで算定することとされている。この算定方法からは、毎期同額にはされていないため、「一定の掛金」は、同額を意味する「定額」を意味するわけではないものと考えられる。「定額」が同額を意味しない場合、「予め定められている」と同じ意味になるものと考えられる。
13. 本制度では、本資料第5項(4)に記載したように、リスク対応掛金は、その拠出方法が定められ、また、各期におけるリスク対応掛金の拠出相当額は、本制度の導入時に予め規約に定めることが想定されている。したがって、仮に「一定」が「予め定められている」ことを指すとした場合は、本制度も「一定の掛金」の要件を満たすことになると考えられる。

第75回退職給付専門委員会で識別された論点

14. 「一定の掛金」に該当するかどうかを判断する際に、拠出方法及び各期における拠出相当額が予め定められていることに加えて、各期における拠出相当額に規則性を求める必要があるかどうか論点になるのではないかと（弾力拠出は、予め毎期の拠出額が規約に定められるにせよ、規則性がないため、「一定の掛金」には当たらないとすべきではないか。）。

ディスカッション・ポイント

⁵ IFRSにおいても、「一定の掛金」(fixed contribution)の具体的な内容は、特段示されていない。

本制度の掛金について、一定の掛金に該当するという事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

(費用配分に関する論点)

15. 次に、仮に本制度が会計上、確定拠出制度として取り扱われる場合、要拠出額を費用処理することとなるが（退職給付会計基準第 31 項）、費用配分の観点から、「要拠出額」の考え方が論点となる。
16. ここで、会計上の確定拠出制度において費用として処理する毎期の「要拠出額」について、現在の法令上の確定拠出年金制度のように定額又は一定の率により定められる場合は、特段の論点はない。一方、リスク対応掛金については、本資料第 14 項に記載のとおり、確定給付制度と確定拠出制度のいずれに該当するかを判断するうえで、仮に「一定の掛金」に規則性が求められないとしても、確定拠出制度における費用配分については、規則性を求めるかどうか論点となり得ると考えられる。
17. この点、次の 2 つの考え方があり得ると考えられるかどうか。

(1) 案 A : 各期の費用処理額は規則的に計上される必要があるとする考え方

この案は、費用処理をする総額が決まっているため、それを毎期費用処理する上では、恣意性を排除し規則的に行うべきとの考えに基づく。

この考え方に基づくと、各期に拠出される金額が規則的に計上される均等拠出及び定率拠出は、拠出した額をそのまま費用処理することが考えられる。

一方、弾力拠出は、一定の範囲で企業が任意で各期の拠出額を決定することが可能なため、拠出した額をそのまま費用処理することは費用配分の方法として適切ではないこととなる。

仮に弾力拠出について費用処理額が規則的に計上されるようにする場合、以下のような方法が考え得る。

各期の費用処理額は、予定拠出期間で均等に拠出した場合の下限の額とする。各期の拠出額が下限の額を超える場合、その差額については資産（前払費用）として計上し、拠出が終了した後の期間に当該資産を取り崩して各期に費用処理する。

(2) 案 B : 各期の費用処理額は規則的に計上される必要はないとする考え方

この案は、以下の考えに基づく。

- 一般に、労働サービスは計測ができないため、会計上、計上される報酬の額は支払った額で計上されている。この点は、毎月の給与の他、臨時的に支払われる賞与についても同様である。この観点からは、リスク対応掛金についても、支払いが規則的でなくても、支払った額をもって費用計上を行うことを否定する根拠がない。
- 総額が決まっているにせよ、リスク対応掛金の支払いは、直接的に従業員に対する給付と関連するものではないため、固定資産の償却とは異なり、一定の期間で規則的配分を行う根拠に乏しい。

この考え方に基づくと、均等拠出、定率拠出、弾力拠出のいずれの場合でも、毎期に拠出した額をそのまま費用処理することとなる。

ディスカッション・ポイント

上記の案A、案Bのいずれが適切と考えるかについて、ご意見をお伺いしたい。

III. 退職給付制度間の移行等に関する取扱い

退職給付会計基準等における取扱い⁶

18. 退職給付制度間の移行等に関して、企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（以下「退職給付移行適用指針」という。）では、主に次の場合に関する会計処理を定めている。
- (1) 退職給付債務の増額又は減額の場合（退職給付制度間の移行又は制度の改訂による退職給付債務の支払等を伴わない増加部分又は減少部分が生じる場合）
 - (2) 退職給付制度の終了の場合（退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合）
19. 上記のうち、「(1)退職給付債務の増額又は減額の場合」は、当該増額又は減額が退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当するものとして、各期の発生額を平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額について毎期費用処理する。

⁶ 詳細は、別紙3に記載のとおりである。

当該増額又は減額が行われる前に発生した未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異については、従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続して適用する（退職給付移行適用指針第12項）。

20. また、本資料第18項の「(2)退職給付制度の終了の場合」は、退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識する（退職給付移行適用指針第10項(1)）。

未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異については、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する（退職給付移行適用指針第10項(2)）。

既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行に関する会計処理

（移行の取扱いの検討）

21. 本制度は、法令上、確定給付企業年金法に基づいて実施することとされている。その上で、新規に本制度を設立するケース及び既存の確定給付企業年金制度について規約の変更によって本制度へ移行するケースの双方が想定されている。
22. 退職給付移行適用指針の制定時には、法令上、確定給付企業年金法に基づいて実施されるものの、会計上は確定拠出制度に分類する制度については想定されていなかったものと考えられる。そのため、仮に本制度を退職給付会計基準における確定拠出制度の定義を満たすものとした場合、既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行をどのように会計処理するかが論点となる。
23. この点、退職給付移行適用指針では、ある確定給付型の退職給付制度を他の確定給付型の退職給付制度に移行した場合には、退職給付債務の消滅と発生が同時に生じると考え、会計処理上は原則として移行前後の制度を一体のものとみなし、移行前の退職給付制度については退職給付制度の終了には含めないこととされている。本資料第18項の「(1)退職給付債務の増額又は減額の場合」がこれに該当する。

一方、退職給付制度が廃止された場合や退職給付制度に係る退職給付債務に相当する額がすべて支払われた場合には、当該制度に係る退職給付債務の状態を表すために「退職給付債務の消滅を認識することが適切と考えられる」との考え方や「未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異についても、一時の費用としない理由（退職給付会計基準第67項参照）は失われているものと考えられる」との考え方を踏まえて、退職給付制度間の移行等により退職給付債務が減少する退職給付制度の終了の会計処理を示すこととしたとされている。

このことから、退職給付制度の終了に該当するケースとは、「退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合」（本資料第18項(2)）をいい、退職給付制度間の移行において退職給付債務の減少と発生が同時に生じる場合は、退職給付制度の終了に該当しない。

24. ここで、本制度が会計上は確定拠出制度として取り扱われた場合は、本制度に係る退職給付債務は貸借対照表上に認識されない点を考慮すると、本制度への移行に伴って既存の確定給付企業年金制度における退職給付債務の消滅を認識することが適切と考えられるため、前項の考えを踏まえ、既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行においては、退職給付制度の終了として取り扱うことが考えられる。
25. したがって、本制度を退職給付会計基準における確定拠出制度に分類する場合は、既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行は、法令上の確定給付企業年金制度から法令上の確定拠出年金制度への移行と同様に、退職給付制度の終了として、既存の確定給付企業年金制度における退職給付債務の消滅を認識し、①終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額、及び、②終了部分に対応する未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を損益として認識することが考えられるが⁷。

（終了の会計処理の検討）

26. 既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行を退職給付制度の終了として取り扱う場合、本資料第25項に記載のとおり、本制度への移行の時点で、移行した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識することとなる。
27. ここで、実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第2号」という。）のQ11において、次の事項に該当するときには、掛金の拠出に相当すると考えられる範囲で、移行前の制度に係る退職給付に係る負債残高を移行後の制度に係る退職給付に係る負債として引き継ぐことが適当である旨が示されている。
- 原則法を採用していた確定給付型の退職給付制度から他の確定給付年金制度（複数事業主制度）への移行に際して、移行後の処理に例外処理を採用するこ

⁷ 本制度への移行を仮に「退職給付制度の終了」として取り扱う場合の数値例は、参考資料3に記載している。

ととなる場合

- 移行後の制度において移行前の制度から実質的に引き継がれたと考えられる未積立額に係る掛金（一般に特別掛金が該当する。）を拠出することとなるようなとき
28. この点、既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行の場合、次の点に関して実務対応報告第2号のQ11と類似している面がある。
- 会計上の「確定給付制度」から会計上の「確定拠出制度」への移行という点が共通している。
（複数事業主制度における例外処理は、会計上の「確定拠出制度」に準じた会計処理を行うことから（退職給付会計基準第33項(2)）、原則法を採用していた確定給付型の退職給付制度から他の確定給付年金制度（複数事業主制度）への移行で移行後に例外処理を採用する場合は、会計上の「確定給付制度」から会計上の「確定拠出制度」への移行となる。）
 - 移行に際して、未積立額に係る特別掛金が存在し、本制度に引き継がれる場合がある。
29. このため、未積立額に係る特別掛金を退職給付に係る負債として計上しておくこととするか、又は移行時において当該未積立額も含めて退職給付債務の消滅を認識して退職給付に係る負債を減少させるかどうか論点となる。

第75回退職給付専門委員会で識別された論点

30. 上記の論点に加えて、既存の確定給付企業年金制度にリスク対応掛金の仕組みを導入した後に本制度へ移行した場合において、未積立額に係るリスク対応掛金の会計処理も、同様に論点となり得る。

ディスカッション・ポイント

上記の事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

IV. 開示

退職給付会計基準等における取扱い

31. 退職給付会計基準では、確定給付制度及び確定拠出制度に係る注記事項を次のように定めている。

(1) 確定給付制度（退職給付会計基準第 30 項）

次の事項を連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する。なお、②から⑩について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- ① 退職給付の会計処理基準に関する事項
- ② 企業の採用する退職給付制度の概要
- ③ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ④ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ⑤ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
- ⑥ 退職給付に関連する損益
- ⑦ その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ⑧ 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳
- ⑨ 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。）
- ⑩ 数理計算上の計算基礎に関する事項
- ⑪ その他の退職給付に関する事項

(2) 確定拠出制度（退職給付会計基準第 32 項）

費用処理した要拠出額を確定拠出制度に係る退職給付費用として注記する。

開示

（「確定拠出制度」の概要に関する開示の追加）

32. 本制度を仮に会計上は「確定拠出制度」に分類した場合は、本制度の創設により、複数の制度が会計上の確定拠出制度に該当することとなるため、財務諸表利用者の理解可能性を高めるために、企業が採用した本制度の概要についても注記事項とすることが考えられるがどうか⁸。

⁸ なお、財務諸表等規則では、確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記として、当該事項の注記が求められている（財務諸表等規則第 8 条の 13 の 2）。

(制度ごとの記載の要否)

33. 本制度を仮に会計上は「確定拠出制度」に分類した場合は、現行の退職給付会計基準をベースにすると、法令上の確定拠出年金制度において費用処理した要拠出額等も含めた要拠出額の総額のみを注記することとなり、制度ごとに分けて注記することは求められていない。
34. ここで、本制度の創設により、複数の制度が会計上の確定拠出制度に該当することとなり、法令上の確定拠出年金制度とリスク分担型 DB とは制度内容が異なるため、制度ごとに分けて費用処理した要拠出額の注記を求めるかどうか論点となり得る。
35. この点、現行の退職給付会計基準においては確定給付制度における注記事項について、連結財務諸表に国内外の複数の退職給付制度が含まれる場合、「国内の制度と国外の制度などの地域別に区別して開示することも妨げられないものと考えられる」⁹とあるものの、制度ごとに分けて注記することは求められていない（制度ごとに分けないことについて、特段の理由の記載はない。）

このため、仮に確定拠出制度に関する注記事項について制度ごとに分けて注記することを求める場合には、整合性の観点から、確定給付制度における注記事項についても、制度ごとに分けて注記を求めるかどうかの検討に波及する可能性があると考えられる。

(リスク対応掛金に関する将来キャッシュ・フローの開示の要否)

36. リスク対応掛金は、本制度の導入時に、「財政悪化時に想定される積立不足」を測定し、その水準を踏まえて、拠出する総額を決定するため、本制度の導入時に決定したリスク対応掛金の総額は確約した債務であり、将来のキャッシュ・フローの予測に資する情報を財務諸表利用者に提供する観点から、リスク対応掛金の拠出総額及び未拠出額を注記事項として要求するかどうか論点になると考えられる。当該注記事項は、リスク分担型 DB に限らず、既存の確定給付企業年金にリスク対応掛金を導入する場合にも検討対象になると考えられる。
37. 一方で、リスク対応掛金と類似した内容のものとして、確定給付制度における特別掛金があるが、現行の退職給付会計基準において、特別掛金の拠出総額や未拠出額は開示が求められていない。仮にリスク対応掛金の総額及び未拠出額を注記事項として要求する場合には、整合性の観点から、特別掛金の拠出総額及び未拠出額につ

⁹ 企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 116 項

いても注記を求めるかどうかの検討に波及する可能性があると考えられる。

(本制度におけるリスク対応掛金に関する損益情報の開示の要否)

38. 本制度においては、予め定められたリスク対応掛金の総額を、複数の拠出方法又は拠出期間により費用配分することが想定されている。この点、損益情報の比較可能性の観点から開示を要求するかどうか論点になると考えられる。この点、次の2つの方法が考えられるがどうか。

(1) 案1：本制度においてリスク対応掛金の拠出方法、拠出残存年数等の開示事項を設ける方法

この案は、企業が選択する拠出方法又は拠出期間によって各期の費用処理額が異なるため、企業間の財務業績の比較可能性の観点から、開示を求めるものである。例えば、次のような事項を注記事項として要求することが考えられる。

- リスク対応掛金の拠出方法及び拠出残存年数
 - リスク対応掛金の拠出方法が均等拠出の場合：拠出方法に、拠出予定年数（5年以上20年以内）も含めて記載することが考えられる。
 - リスク対応掛金の拠出方法が定率拠出の場合：拠出方法に、定率の率（15%以上50%以下）及び拠出予定年数も含めて記載することが考えられる。
 - リスク対応掛金の拠出方法が弾力拠出の場合：拠出方法に、最長の拠出予定年数（5年以上20年以内）及び最短の拠出予定年数（5年以上10年以内）も含めて記載することが考えられる。また、拠出残存年数は、最長の拠出残存年数（翌期以降を下限の額で継続的に拠出した場合）と、最短の拠出残存年数（翌期以降を上限の額で継続的に拠出した場合）を記載することが考えられる。
- リスク対応掛金の当期の拠出相当額

(2) 案2：本制度においてリスク対応掛金に関する開示事項を設けない方法

この案は、本資料第17項の案Bと同様に、以下の理由により、特段、リスク対応掛金に関する損益情報の開示は必要がないとするものである。

- 一般に、労働サービスは計測ができないため、会計上、計上される報酬

の額は支払った額で計上されている。この点は、毎月の給与の他、臨時的に支払われる賞与についても同様である。この観点からは、リスク対応掛金についても、支払いが規則的でなくても、支払った額をもって費用計上を行うことを否定する根拠がない。

- 総額が決まっているにせよ、リスク対応掛金の支払いは、直接的に従業員に対する給付と関連するものではないため、固定資産の償却とは異なり、一定の期間で規則的配分を行う根拠に乏しい。

ディスカッション・ポイント

上記の事務局の分析について、ご意見をお伺いした。また、本制度におけるリスク対応掛金に関する開示（第38項）における案1、案2のいずれが適切と考えるかについて、ご意見をお伺いしたい。

以 上

国際的な会計基準における退職給付会計基準上の分類

(IFRS における取扱い)

1. IAS 第 19 号「従業員給付」では、「確定拠出制度」及び「確定給付制度」を次のように分類している (IAS 第 19 号第 8 項)。

- (1) 確定拠出制度

退職後給付制度のうち、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないもの

- (2) 確定給付制度

確定拠出制度以外の退職後給付制度

2. また、「確定拠出制度」及び「確定給付制度」の会計処理の概要について、次のように規定されている。

- (1) 確定拠出制度 (IAS 第 19 号第 50 項)

確定拠出制度の会計処理は、報告企業の各期の債務が当該期間に対して拠出すべき金額によって決定されるため、単純である。したがって、当該債務又は費用を測定するための数理計算上の仮定は必要なく、数理計算上の差異が生じる可能性はない。また、当該債務は割引をせずに測定する。ただし、従業員が関連する勤務を提供した年次報告期間の末日後 12 か月以内にすべてが決済されると予想されない場合は除く。

- (2) 確定給付制度 (IAS 第 19 号第 55 項)

確定給付制度の会計処理は、債務及び費用を測定するために数理計算上の仮定が必要とされ、数理計算上の差異の可能性が存在するので複雑である。さらに、当該債務は、従業員が関連する勤務を提供してから長年経過した後に決済されることもあるため、当該債務は割引現在価値で測定される。

3. 「確定給付制度」と「確定拠出制度」の区別に関する他の規定は、別紙 2 のとおりである。

(米国会計基準における取扱い)

4. 米国会計基準の Topic 715「報酬－退職給付」では、「確定給付年金制度」及び「確

定拠出年金制度」を次のように分類している（715-30-20 項）。

(1) 確定拠出年金制度

提供された勤務の見返りに年金給付を行うが、各加入者に個人勘定を設定し、当該個人が受給する給付の金額を定めるのではなく、個人勘定への拠出額がどのように決定されるのかを定めている制度。確定拠出年金制度では、加入者が受け取る給付は、当該加入者の勘定に拠出された額、当該拠出金の投資から得られた収益、及び当該加入者勘定に配分される場合の他の加入者に対する給付の没収金のみ依存する。

(2) 確定給付年金制度

提供される年金給付の金額を定めている制度。金額は通常、年齢、勤務年数、報酬等の1つ又は複数の要素の関数として定められている。本基準書の目的上、確定拠出年金制度でない年金制度は、すべて確定給付年金制度である。

以 上

「確定給付制度」と「確定拠出制度」の区別に関する関連規定

(IAS 第 19 号)

1. IAS 第 19 号では、「確定給付制度」と「確定拠出制度」の区別に関して、次のとおり規定している。
 - (1) 退職後給付制度は、その主要な規約や条件に由来する制度の経済的実質により、確定拠出制度又は確定給付制度のいずれかに分類される (IAS 第 19 号第 27 項)。
 - (2) 確定拠出制度においては、企業の法的債務又は推定的債務は、企業が基金に拠出をすることに同意した金額に限定される。したがって、従業員が受け取る退職後給付の金額は、企業（及び場合によっては従業員）が退職後給付制度又は保険会社に支払った掛金額と、当該掛金から発生する投資収益とによって決定される。その結果、数理計算上のリスク（給付が予想したよりも少なくなるリスク）及び投資リスク（投資された資産が予想される給付を満たすのに不十分となるリスク）は、実質的に従業員が負担する (IAS 第 19 号第 28 項)。
 - (3) 企業の債務が、基金に拠出をすることに同意した金額に限定されない場合の例としては、次のようなことを通じて企業が法的債務又は推定的債務を有する場合がある (IAS 第 19 号第 29 項)。
 - ① 制度の給付算定式のうち、単に掛金額に連動するのではなく、資産が当該制度の給付算定式における給付を行うのに不十分な場合には追加の拠出を企業に要求するもの
 - ② 制度を通じての間接又は直接のいずれかによる、拠出に係る特定の収益率の保証
 - ③ 推定的債務を生じさせる非公式の慣行。例えば、企業にたとえそのようにする法的義務がなくとも、インフレーションの進行に合わせて以前の従業員の給付を増加させてきた実績がある場合には、推定的債務が生じることがある。
 - (4) 確定給付制度においては、(a) 企業の義務は、合意した給付を現在及び以前の従業員に支給することであり、(b)（給付が予想よりも多くのコストを要するという）数理計算上のリスク及び投資リスクは、実質的に企業が負担する。数理計算上又は投資の実績が予想より悪い場合には、企業の債務は増加するであろう (IAS 第 19 号第 30 項)。
2. IAS 第 19 号の 2011 年改訂では、上記第 1 項(3)①のうち、「資産が当該制度の給付算定式における給付を行うのに不十分な場合には追加の拠出を企業に要求するも

の」 という文言が追加された。IAS 第 19 号 BC 第 30 項の中で、その理由を次のように規定している。

2011 年に行った修正では、給付算定式の存在だけでは確定給付制度は創出されず、その給付算定式で定められた給付を履行するために追加的な金額を拠出するという法的債務又は推定的債務を創出するような、給付算定式と拠出との間の関連付けが存在する必要があることを明確にしている。

この第 29 項の修正は、十分な制度資産がある場合に支払われる給付が給付算定式により決定されるが、当該給付を支払うのに十分な制度資産がない場合に事業主に追加拠出の支払を要求していない場合に生じる可能性のある懸念に対処したものである。実質上、給付支払は給付算定式と利用可能な制度資産のいずれか低い方に基づく。当該修正により、このような制度は確定拠出制度であることが明確にされている。

以 上

退職給付制度間の移行等に関する取扱い

退職給付移行適用指針の概要

(用語の定義)

1. 企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(以下「退職給付移行適用指針」という。)では、退職給付制度間の移行等に関する用語を次のように規定している。

- (1) 退職給付債務の増額又は減額

退職給付制度間の移行又は制度の改訂による退職給付債務の支払等を伴わない増加部分又は減少部分をいい、退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当する(退職給付移行適用指針第9項)。

- (2) 退職給付制度の終了

退職金規程の廃止等のように退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合をいう(退職給付移行適用指針第4項)。

「支払等」には、年金資産からの支給又は分配、事業主からの支払又は現金拠出額の確定、及び確定拠出年金制度への資産の移換が該当する(退職給付移行適用指針第4項)。

- (3) 大量退職

工場の閉鎖や営業の停止等により、従業員が予定より早期に退職する場合であって、退職給付制度を構成する相当数の従業員が一時に退職した結果、相当程度の退職給付債務が減少する場合をいう(退職給付移行適用指針第8項)。

(会計処理)

2. 退職給付移行適用指針では、退職給付制度間の移行等に関する会計処理を次のように規定している。

- (1) 退職給付債務の増額又は減額¹⁰

¹⁰ 当該会計処理が適用される具体例として、確定給付型の退職給付制度の将来勤務に係る部分を改訂し、将来勤務に係る部分を確定拠出年金制度へ移行する場合等が挙げられている(退職給付移行適用指針第13項)。

退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当するため、原則として、各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理し、当該増額又は減額が行われる前に発生した未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額については、従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続して適用する(退職給付移行適用指針第12項)。

(2) 退職給付制度の終了¹¹

- ① 退職給付会計基準は、退職給付制度が廃止された場合等の会計処理について特段明示していないが、このような場合は退職給付債務の消滅を認識することが適切と考えられるため(退職給付移行適用指針第27項)、退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識する(退職給付移行適用指針第10項(1))。終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する(退職給付移行適用指針第28項)。
- ② 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、一時の費用としない理由¹²が失われているものと考えられるため(退職給付移行適用指針第27項)、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する(退職給付移行適用指針第10項(2))。
- ③ 上記①及び②で認識される損益は、退職給付制度の終了という同一の事象に伴って生じたものであるため、原則として、特別損益に純額で表示する(退職給付移行適用指針第10項(3))。
- ④ 上記内容に関連して、実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下「実務対応報告第2号」という。)では、退職給付制度の終了時点について、次のように規定されている(実務対応報告第2号Q1及びQ3)。

➤ 退職給付制度が廃止された場合(全部終了)には、廃止日をもって事業主

¹¹ 当該会計処理が適用される具体例として、退職金規程の廃止や厚生年金基金制度の解散、確定給付年金制度の全部又は一部の確定拠出年金制度への資産の移換等が挙げられている(退職給付移行適用指針第11項)。

¹² 一時の費用として認識しない理由として、過去勤務費用の発生要因である給付水準の改訂等が従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに行われる面があること、また、数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとはいえない面があること等が挙げられている(退職給付会計基準第67項(1))。

と従業員の権利義務は明確に変わる事となるため、退職給付制度の終了の時点は当該廃止日と考えられる。

- 退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合（一部終了）には、退職給付制度の改訂規程等の施行によって事業主と従業員の権利義務は明確に変わる事となるため、退職給付制度の終了の時点は当該施行日（改訂された規程や規約の適用が開始される日）が適当であると考えられる。例えば、確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ資産を移管する場合は、移管を伴う改訂規程等の施行日が、当該退職給付制度の終了時点と考えられる。

(3) 大量退職

大量退職における退職給付の支払等を伴う減少部分の会計処理は、退職給付制度の一部終了に準ずる（退職給付移行適用指針第8項）。

＜参考＞IFRSの取扱い

（用語の定義）

3. IAS第19号では、「制度改訂」、「清算」及び「縮小」を次のように規定している。

(1) 制度改訂（IAS第19号第104項）

企業が確定給付制度を導入若しくは廃止するか、又は既存の確定給付制度の下で支払うべき給付を変更する場合に発生する。

(2) 清算（IAS第19号第111項）

確定給付制度の下で支給する給付の一部又はすべてについて、すべての追加的な法的債務又は推定的債務を解消する取引を企業が行う時に発生する。

(3) 縮小（IAS第19号第105条）

企業が制度の対象となる従業員数を大幅に削減する場合に発生する。縮小は、工場の閉鎖、事業の廃止、又は制度の終了若しくは停止などの独立した事象から生じることがある。

（会計処理）

4. IAS第19号では、「制度改訂」、「清算」及び「縮小」に関する会計処理を次のように規定している。

(1) 制度改訂

過去勤務費用として、制度改訂の発生時に損益として認識する（IAS 第 19 号第 103 項）。

(2) 清算

清算損益として、清算の発生時に認識する（IAS 第 19 号第 110 条及び第 111 条）。
清算損益は、「清算される確定給付制度債務の現在価値（清算日現在で算定）」
と「清算価格」の差額として算定される（IAS 第 19 号第 109 条）。

(3) 縮小

過去勤務費用として、縮小の発生時に損益として認識する（IAS 第 19 号第 103 項）。

以 上